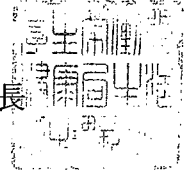


健衛発0403第3号

平成24年4月3日

各生活衛生同業組合連合会代表者 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度について

本制度については、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）が平成24年3月31日付けで公布され、適用期限を平成24年度末まで延長することとされました。

また、生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書が平成23年7月28日付けでとりまとめられ、本制度の普及、広報を通じた利用促進について求められています。

については、下記事項にご留意の上、本制度の活用が円滑に図られるよう、傘下組合に対する周知につき特段の御配慮をお願いします。

記

第1 見直しの概要

平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）により、本措置について、適用期限を1年延長することとされた。

第2 本措置の適用が受けられる者

(1) 青色申告書を提出する法人で、生活衛生同業組合（出資組合に限る。）又は

生活衛生同業小組合

(2) 連結親法人で、生活衛生同業組合（出資組合に限る。）又は生活衛生同業小組合

第3 本措置の適用対象となる共同利用施設の範囲

本措置の適用対象となる共同利用施設の範囲は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項の認定を受けた同項に規定する振興計画に係る共同利用施設を取得等して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した場合を除く。）とする。

なお、共同利用施設の例については、別紙のとおり。

健衛発0403第4号

平成24年4月3日

(社) 全国生活衛生同業組合中央会理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度について

本制度については、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）が平成24年3月31日付けで公布され、適用期限を平成24年度末まで延長することとされました。

また、生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書が平成23年7月28日付けでとりまとめられ、本制度の普及、広報を通じた利用促進について求められています。

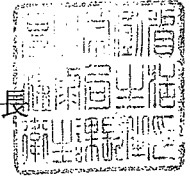
については、別添のとおり各生活衛生同業組合連合会代表者あて通知しましたので、ご了承ください。

健衛発0403第5号

平成24年4月3日

(財) 全国生活衛生営業指導センター理事長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度について

本制度については、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）が平成24年3月31日付けで公布され、適用期限を平成24年度末まで延長することとされました。

また、生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書が平成23年7月28日付けでとりまとめられ、「全国センターや都道府県センターなどにおいて、インターネットやパンフレット、研修会、調査研究など多様なチャネルを通じて情報発信に最大限努めることが必要である」とされるなど、本制度の普及、広報を通じた利用促進について求められています。

については、本制度の活用が円滑に図られるよう、貴センターにおける情報発信の強化ならびに各都道府県生活衛生営業指導センターに対する周知につき特段の御配慮をお願いします。